

大竹市観光振興計画策定業務公募型プロポーザル実施説明書

1 プロポーザルの概要

(1) 趣旨

本業務は、市の観光産業の発展と地域資源を活かしたまちづくりの推進を実現するために必要な指針を策定する業務を委託する契約の相手方の選定する「公募型プロポーザル」を実施するものである。

(2) 業務名

大竹市観光振興計画策定業務

(3) 対象業務の内容及び要求水準

別紙「大竹市観光振興計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

(5) 提案上限額

7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額（追加提案分を除く。）を超えた提案は、無効とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないこと。

(3) 過去 5 年度以内（令和 2 年度から令和 6 年度まで）に同種業務（国又は地方公共団体における観光振興計画の策定業務）又は類似業務（国又は地方公共団体等における観光振興、インバウンド、シティプロモーション等に関する各種調査、企画・運営業務）の実績を有していること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

3 スケジュール

実施スケジュール概要（予定）

実施内容	年月日
プロポーザル実施説明書の公表	令和 7 年 7 月 1 日（火）

参加表明書提出期間	令和7年7月1日（火）～7月18日（金）17時
質問書の受付期間	令和7年7月1日（火）～7月14日（月）12時
質問書に対する回答期間	令和7年7月1日（火）～7月16日（水）17時
参加資格決定・通知	令和7年7月23日（水）
提案書の受付期間	令和7年7月24日（木）～8月1日（金）12時
プレゼンテーション	令和7年8月8日（金）（予定）
受託予定者の選定・公表・通知	令和7年8月中旬（予定）
契約締結	令和7年8月下旬（予定）

4 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類を PDF 化し、次のとおりメールで提出すること。

なお、受付時に必要書類の不足が判明した場合は、事業者を確認し、全ての必要書類が提出されるまでは、受付を保留とする。また期限内に不足した必要書類の提出がない場合は、未提出として扱うものとする。

（1）提出期限

令和7年7月18日（金）17時【必着】

（2）提出方法

件名に「プロポーザル参加表明書（会社名）」を入力し、開封確認ができる方法でメールし、メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

なお、必要書類の（3）③については、郵送または持参も可とし、持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで、郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル必要書類在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡（Tel0827-59-2131）すること。

●メールアドレス

sangyo@city.otake.hiroshima.jp

●郵送先

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 大竹市総務部産業振興課商工振興係

（3）提出書類

次の①～④を提出すること。

①参加表明書（様式1）

②同種・類似業務の実績書（様式2）

※参加表明書の前年度を含む過去5年度以内の実績を記載すること。

③法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないことの証明書

※大竹市税を賦課されていない等の理由により証明書がない場合は、「大竹市税の滞納がないことの証明書が提出できないことの届出（様式3）」を提出すること。

④誓約書（様式4）

（4）参加資格の決定

（1）から（3）までにより提出された書類の形式審査を行い、参加資格要件を満たしているか否かについて、令和7年7月23日（水）までにメールで通知する。

5 質問及び回答

質問がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

（1）提出期限

令和7年7月14日（月）12時【必着】

（2）提出方法

質問書（様式5）に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名に「プロポーザル質問書」と記入すること。

（3）提出先

大竹市総務部産業振興課商工振興係

E-mail: sangyo@city.otake.hiroshima.jp

（4）質問に対する回答

質問に対する回答は、無記名で取りまとめ、令和7年7月16日（水）17時までに随時市ホームページ上に掲載する。ただし、質問の内容によって、企画提案に係る事業者の選定における公平性を保てない等の判断をした場合は、回答しないことがある。

なお、回答内容は、必要に応じてこの実施説明書の追加又は修正とみなすものとする。

6 提案書等の提出

本プロポーザルに参加することが認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり提案書等を作成し、提出すること。なお、提案数は1提案者につき1案に限る。

（1）提出期限

令和7年8月1日（金）12時【必着】

（2）提出方法

持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。郵送による提出の場合は、提出期限までに必着のこと。

※郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出先

〒739-0692 大竹市小方一丁目 11 番 1 号 大竹市総務部産業振興課商工振興係

(4) 提出書類

提案書類は、次の①から⑤までの書類で構成する。

①提案書提出届（様式 6）

②提案書（様式任意）

※規格は、A 4 判片とじ、片面印刷、文字サイズ 11 ポイント以上、30 ページ以内とする。

※審査基準の項目を参考にしてアピールポイントを分かりやすく作成すること。

③業務実施体制調書（様式 7）

④直近 3 年分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書）

⑤見積書（様式任意）

※見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

※経費の内訳を必ず記載すること。

(5) 提出部数

提出書類の提出部数は、次のとおりとする。

- ・ 正本（①から⑤までを左側で綴ったもの） 1 部
- ・ 副本（②から⑤までを左側で綴ったもの） 8 部

7 審査・選定

市職員で組織する「大竹市観光振興計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）」において次のとおり審査する。

(1) 審査項目・審査基準

別紙「大竹市観光振興計画策定業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」）のとおりとする。

書類審査項目は、提出書類をもとに審査し、プレゼンテーション審査項目は、委員会の委員（以下「審査員」という。）が審査する。書類審査項目の点数とプレゼンテーション審査項目の各委員の点数の合計点の平均点（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで点数化する。）を当該提案者の点数とする。

なお、プレゼンテーションを実施する者は 5 者までとする。参加者が 6 者以上になった場合は、プレゼンテーションの実施前に審査員が提出書類を審査基準の 1 から 13 までの審査項目によって審査し、点数の上位 5 者を選定する（この場合において、この審査における点数は、プレゼンテーションの審査及び結果には考慮しないものとする。）。)

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所

令和 7 年 8 月 8 日（金）大竹市役所本庁舎（予定）

※詳細な時間等は別途通知する。

イ 実施方法

（ア） 1 社につき 45 分（説明 30 分、質疑 15 分）を予定している。

（イ） 参加人数は 3 名以内とする。

（ウ） 実務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

（エ） プレゼンテーションは、提案書の提出の遅い者から順に 1 提案者ごとに実施する。

（オ） 提出した書面の提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切認めない（PC・モニターの使用も不可）。

※ プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

（3） 受託予定者の決定

市長は、委員会の報告を受け、審査結果の順位の最上位の提案者を受託予定者として決定する。

なお、本市の期待する水準（135 点満点中 80 点）に達しなかった場合は、受託予定者を決定しないことがある。

（4） 結果の通知

決定結果は、参加した全ての提案者に通知する。

なお、選定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（大竹市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）に、書面により、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

市長は、選定されなかった理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

8 契約

（1） 契約の締結

受託予定者との協議の上、仕様内容を決定して、最終見積書の提出を受け、大竹市契約規則第 23 条に規定する契約保証金を納付させ、又は納付させないことが決定された後に契約を締結する。

ただし、受託予定者が契約の締結を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとする。

（2） 契約保証金

契約保証金（契約金額の 10%）については、大竹市契約規則第 23 条の規定を適用する。

※ 契約保証金は、契約が全て履行された後にこれを還付する。ただし、契約の性質又は

その履行の状況により必要があると認めるときは、一定期間これを保留する。

(3) 契約内容

本事業は、公募によるプロポーザル方式で契約するものであり、原則、提案内容に準拠して契約するが、提案内容を逸脱しない範囲において、一部変更を求めることがある。

9 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を総務部産業振興課商工振興係に電話連絡の上、辞退届（様式 8）をメールで提出すること。

なお、辞退したことをもって指名除外等の不利益な取扱いはしない。

10 その他の留意事項（一部再掲）

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的に使用しない。
- (4) 提出期限後の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、参加表明書及び提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (7) 結果は、受託予定者の選定後に受託予定者の名称のみ市ホームページで公表する。
- (8) 選定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（大竹市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く）に、任意の書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (9) 参加者が 1 提案者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (10) 連絡事項等は、予告なく市ホームページへの掲載により通知する場合がある。
- (11) 提出書類について、大竹市情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

11 参考

- ・小方地区のまちづくり基本構想

(<https://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/somu/kikakuzaisei/gyomu/10/ogatamachi/1493088897998.html>)

- ・大竹市内の文化財

(<https://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/kyoikuiinkai/shogai/rekishibunkazai/1456387451487.html>)

- ・大竹市観光ガイドブック（OTAKE いろめぐり）

(https://www.city.otake.hiroshima.jp/material/files/group/4/kanko_panfu_R6.pdf)

《本プロポーザルに関する問い合わせ先》

大竹市総務部産業振興課商工振興係 担当：玉川、三好

【住 所】〒739-0692 大竹市小方一丁目 11 番 1 号

【電 話】0827-59-2131 【F A X】0827-57-0888

【E-mail】sangyo@city.otake.hiroshima.jp

別紙「大竹市観光振興計画策定業務公募型プロポーザル審査基準」

項目		評価項目	具体的な評価内容の案	評価方法	配点
書類審査項目	1	本業務を実施するための体制が整備され、十分な知識や経験を有し、円滑な実施が期待できるか。	業務の従事者の人数の人数（様式7）	従事者（実務責任者を含む）の人数 5人以上：10点、4人：8点、3人：6点、2人：4点、1人：2点	10
	2	これまでに本事業に類似した業務を実施した実績は十分か。	同種業務・類似業務の実績数（様式2）	同種業務・類似業務の実績数 5件以上：10点、4件：8点、3件：6点、2件：4点、1件：2点、0件：0点	10
	3	見積額	見積書（任意様式）	最低見積額に対する提出見積額（最低見積額÷提出見積額×5点） ※小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで点数化する。	10
プレゼンテーション審査項目	4	経営状況	財務状況は健全か。（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）	標準的：5点	10
	5	観光産業の現状分析	データに基づいて現在の観光産業の現状分析ができていますか。	標準的：5点	10
	6	本市の状況	本市の主要な観光施設、自然環境、入込観光客の状況、魅力、課題等が整理されているか。	標準的：5点	10
	7	業務スケジュール	実施手順が効率的であり、期限内に業務を安定的に遂行できるスケジュールとなっているか。	標準的：5点	10
	8	「基礎調査業務」の提案内容	本市の観光振興計画に活かすことのできる効果的な調査方法の提案となっているか。	標準的：5点	10
	9	「観光振興計画の策定に係る提案業務」の提案内容	本市が取り組むべき観光施策や事業のアイデアの提案があるか。	標準的：5点	10
	10	「有識者会議の運営業務・パブリックコメントの実施支援業務」の提案	有識者会議の運営方法、パブリックコメントの実施方法等について効果的な提案となっているか。	標準的：5点	10
	11	観光に対する関心・機運の醸成の提案	観光に対する関心を高めたり、機運を醸成したりことにつながる効果的な提案になっているか。	標準的：5点	10
	12	追加提案	仕様書に定めるもの以外で、効果的な計画策定の手法等について追加提案があるか。	標準的：5点	10
	13	観光に対する知見・経験	観光振興に関する施策や事業の立案について、十分な知見や経験を有しているか。	標準的：5点	10
	14	提案説明のわかりやすさ	提案説明が分かりやすく、質疑に対する回答が的確であったか。	標準的：3点	5
合計					135

※ 書類審査項目は、提出書類をもとに審査し、プレゼンテーション審査項目は、プレゼンテーション（提案書）を本市のプロポーザル選定委員会の委員が審査する。

※ 書類審査項目の点数とプレゼンテーション審査項目の各委員の点数の平均点（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで点数化する。）を当該提案者の点数とする。